

「原子力防災広報強化事業」業務委託 企画提案競技募集要領

1 業務の目的

近年の原子力防災に係る動向を踏まえ、県民に対して、原子力防災の特殊性や災害時にとるべき行動と留意点等について分かりやすく広報し、県民の防災意識の向上を図るとともに、原子力災害時の住民避難をより円滑なものとするため、原子力災害の特殊性や災害発生時にとるべき行動と留意点等を分かりやすくまとめたパンフレット「原子力防災のしおり」の改定等を行うとともに、関連動画の作成及び広報活動を実施します。

2 業務の内容

(1) 日本語版「原子力防災のしおり」（一般向け、小学生向け）の改定

国の屋内退避の運用等に係る原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、日本語版「原子力防災のしおり」（一般向け、小学生向け）を改定してください。

① 発行部数

ア 日本語版（一般向け）：120,000部

イ 日本語版（小学生向け）：11,200部

② 納入場所

本要領「12 納入場所一覧」のとおりです。それぞれの納入場所について、納品書等納入を証明するものを提出してください。

③ 納入部数

本要領「12 納入場所一覧」のとおりとしますが、世帯数の増減等の状況により、変更することがあります。また、50部以下の場所を除き、50部ごとに区分けして納品してください。

④ 体裁

○ 日本語版（一般向け）：120,000部

A 4縦版両面、オールカラー

32ページ（表紙、裏表紙を含む）※現行28ページ

※ 本改定においては、前回版から計4ページの増ページを予定しており、内訳として、屋内退避の運用に関する記載の追加（1ページ）及び関係市町における原子力災害時の避難方法に係る視認性の向上や情報の充実など（3ページ）を図るものとします。

<イメージ>

① 原子力災害について

- ・ 原子力防災アプリ
- ・ 原子力災害の特殊性と心構え
- ・ 放射線とは
- ・ 日常生活での放射線
- ・ 住民への情報伝達手段
- ・ 原発からの距離に応じた対応
- ・ 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

② 原子力災害が発生したら・その時にやるべきこと

- ・ 原子力災害が発生したときに出される指示
- ・ 必ずやっておくべきことは
- ・ 避難指示が出された場合
- ・ 一時移転・避難の指示が出されたら
- ・ 屋内退避の指示が出されたら **※要改定**
- ・ 避難時の検査方法は

- ・ 避難時の検査場所は
- ③ 複合災害時の対応
 - ・ 暴風雨や台風時は
 - ・ 地震するなど屋内退避が難しい時は
- ④ 緊急時の感染症対策は
- ⑤ 避難所での対応
- ⑥ 参考
 - ・ 安定ヨウ素剤とは
 - ・ 空間放射線量の測定
 - ・ 防災関係機関連絡先
 - ・ もしものときに備えて（住民チェックリスト）

○ **日本語版（小学生向け）： 11, 200 部**

A 4 縦版両面、オールカラー

12 ページ（表紙、裏表紙を含む）※現行 8 ページ

※ 本改定においては、前回版から計 4 ページの増ページを予定しており、内訳として、屋内退避の運用に関する記載の追加（1 ページ）及び関係市町における原子力災害時の避難方法に係る視認性の向上や情報の充実など（3 ページ）を図るものとします。

- ① 正しい防災は正しい理解から！まずは放射線について知ろう！
- ② 放射線、放射性物質、放射能の違いを理解しよう！
- ③ 原子力発電所ではどうやって発電しているの？
- ④ 原子力災害ってなに？
- ⑤ 原子力災害への対応は原子力発電所からの距離によって変わるんだ
- ⑥ 何かあった時の情報はどうすれば知ることができるの？
- ⑦ 国や県、市、町からは、どのような指示があるの？ **※要改定**
- ⑧ 原子力災害が起こった時にとる行動と気をつけること **※要改定**
- ⑨ 便利なアプリを君も使いこなそう！

(2) **動画版「原子力防災のしおり」の作成**

「原子力防災のしおり（一般向け、小学生向け）」について、それぞれを体系的かつ連続的に解説する動画（各 1 本、計 2 本）を作成してください。

- ① **縦横比**
縦：横＝9：16（横型）
- ② **動画時間**
各 20 分程度
- ③ **動画活用内容**
講習会、学校授業、学校訓練、原子力防災訓練等
- ④ **納品場所**
本業務の成果物の映像データ（DVD-R）50 枚を県原子力安全対策課へ提出してください（全体版及びチャプター毎）。

(3) **周知用動画の作成**

県内、特に川内原子力発電所から 30km 圏内に居住・通勤する県民を対象に、動画版「原子力防災のしおり」の視聴及び原子力防災アプリのダウンロード促進につながるようなテレビCM用動画及びSNS 広告等で活用するショート動画（各 1 本、計 2 本）を制作してください。

- ① **動画時間**
各 2 分程度
- ② **動画活用内容**
防災啓発イベントやSNS 等
- ③ **納品場所**
本業務の成果物の映像データ（DVD-R）1 枚を県原子力安全対策課へ提出してください。

(4) 周知用動画を活用した情報発信

上記(3)で作成した周知用動画を活用して、テレビCM（対象：県下全域）やSNS 広告（対象：PAZ、UPZ）等による情報発信を実施してください。

(5) その他の広報施策

本業務の実施に当たっては、本要領に定める事項のほか、本事業の目的達成に資する取組として、他の原子力発電所立地県における取組について比較検討を行い、その知見を反映することを前提に、①簡易版パンフレットのひな形データを作成するとともに、②その他本事業の目的達成に資する取組として、ア又はイのいずれか又は複数に該当する内容を提案してください。

なお、その他の広報施策に係る経費は委託料に含むものとし、その額は3,000千円を目安としてください。

① 簡易版パンフレット

○ 体裁

A4判1枚程度、オールカラー

○ 内容

発災時に住民が携行・参照しやすいよう、「発災時にこれだけ見れば対応できる」といった観点から、原子力災害時にとるべき基本的な行動、要点及び情報入手先等を簡潔に整理した内容としてください。

また、本パンフレットはPAZ及びUPZごとに区分して作成することとし、それぞれの区域特性に応じた行動内容が一目で理解できる構成としてください。

なお、上部1/3程度には、市町が地域の実情に応じた情報を記載できるフリースペースを設け、その書き出しは「〇〇地区の皆様へ」としてください。

内容については、「原子力防災のしおり」との整合を図るものとし、住民が直感的に理解しやすい構成、レイアウト及び図表表現となるよう工夫してください。現行しおりにも「原子力災害発生時の行動（まとめ）」や「もしものときに備えて（住民チェックリスト）」が掲載されていることから、これらを踏まえた整理とすることが考えられます。

○ 納品

県や関係機関において編集可能な形式（オフィスソフト等）により納品してください。

② その他本事業の目的達成に資する取組

ア 原子力災害時の避難行動に関する理解促進に資する取組として、従来の広報の手法にとらわれず、楽しみながら学ぶことができる要素や、住民の当事者意識の醸成及び理解の深化を図る取組、デジタル技術などを取り入れ、実際の行動を想起させる体験型又は参加型の取組

● 参考：従来の広報の手法について

- ・ 従来の広報においては、広報紙やパンフレットの配布、県政媒体、出前セミナー等により、原子力防災に関する基礎的な知識の普及及び認知機会の創出は図られています。
- ・ 一方で、紙媒体中心の受動的かつ単発的な情報提供となりやすく、「理解の深化」及び「避難行動の想起」に十分結びついていない状況にあります。
- ・ このため、従前の広報は一定の効果を有するものの、「理解の深化」及び「具体的な行動（避難行動の想起等）」に十分結びついていないという課題があると考えられます。

イ アプリのダウンロード促進に資する取組として、従来の広報の手法にとらわれず、広報接触からダウンロードに至るまでの導線を一体的に設計した取組

● 参考：従来の広報の手法について

- ・ 従来の広報においては、テレビCMやWEB広告等、多様な媒体を組み合わせた情報発信により、一定の認知機会の創出は図られています。

- ・ 特に、WEB広告は総再生回数約89万回と接触量は確保されているものの、アプリのダウンロード数の伸びは近年鈍化しています。
- ・ このため、認知は一定程度達成されているものの、「理解」及び「行動（ダウンロード等）」に十分結びついていないという課題があると考えられます。

【制作時期】

(1)、(2)、(3)、(5)① 契約締結から令和8年10月30日（金）まで

(4)、(5)② 契約締結から令和9年2月26日（金）まで

※ 期限到来後、活用したSNS等から投稿内容を削除することを求めるものではありません。

3 参加要件

企画提案競技に参加できる者は、以下の全てに適合する映像・動画制作会社、広告代理店、企画会社等とします。

なお、参加要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 鹿児島県「役務の提供等に係る競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- (2) これまでに動画を自社で作成した実績があること。もしくは、それと同等の能力を有していること。
- (3) 動画の作成について県との取引実績があること。
- (4) 資本金1,000万円以上、従業員12名以上の業者。
- (5) 関係市への取材活動や県との連絡調整を円滑に行うため、鹿児島市内に本社、支社又は営業所を有していること。
- (6) 緊急の編集、打合せ等が必要な時に迅速に対応ができること。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続きの開始を申立てたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (9) 都道府県税に関し未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

4 委託業務の内容

委託する業務は以下のとおりです。

- (1) 日本語版「原子力防災のしおり」（一般向け、小学生向け）の改定（企画・文書作成・編集・完全版下作成・運営管理等）、印刷、仕分、納品、ホームページ版「原子力防災のしおり」の作成（PDFデータ）
- (2) 動画版「原子力防災のしおり」の作成（企画、構成作成、シナリオ作成、絵コンテ作成、撮影、編集、ナレーション収録等）
- (3) 周知用動画の作成（企画、構成作成、シナリオ作成、撮影、編集、テロップ作成、ナレーション収録等）
- (4) 周知用動画を活用した情報発信（配信計画の策定、媒体選定、掲載作業、効果測定等）
- (5) その他の広報施策
 - ア 簡易版パンフレット（A4判1枚程度）の作成（企画・構成作成・原稿作成・編集・デザイン作成・図表作成・完全版下作成・運営管理等）、納品
 - イ 本事業の目的達成に資する取組の企画及び実施（体験型・参加型の取組、アプリのダウンロード促進に係る施策等）

なお、企画・編集内容については、県の指示により急遽差し替えとなることがあります。

5 予算額

18,881,000 円（税込）

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる額です。）

6 企画提案競技について

本企画提案競技は、上記 2(1)から(5)を想定し、企画書及び見本品の作成をお願いします。

(1) 提出物

参加申込書（別紙様式 1）	1 部
誓約書（別紙様式 2）	1 部
企画書	10 部
見本品	10 部
業務の実施体制（別紙様式 3）	10 部
実績書（別紙様式 4）	10 部
見積書（任意様式：原本は 1 部でも構いません）	10 部

(2) 提出期限および方法

① 参加希望の有無の申出

提出期限： 令和 8 年 6 月 5 日（金）午後 5 時【時間厳守】

提出方法： メール又は FAX にて自由様式で御連絡ください。

② 企画書などの提出物

提出期限： 令和 8 年 6 月 19 日（金）午後 5 時【時間厳守】

提出方法： 危機管理防災局原子力安全対策課（県庁行政庁舎 6 階）に持参又は郵送（必着）でご提出下さい。ただし、土日祝日を除く。

(3) 企画書及び見本品の内容について

① 企画書

本要領に定める各項目について、コンセプト及び大まかな構成、イメージを自由形式で提示してください。

見本品の中身や本業務の流れについて、実際の作成及び納品のイメージ等を分かりやすく提示してください。

また、その他の広報施策のうち、その他本事業の目的達成に資する取組については、従来の広報手法にとらわれない新たな視点や創意工夫に基づき、提案内容の趣旨、実施方法及び期待される効果が分かるよう、自由様式により提出してください。

② 見本品

- ・ 具体的なイメージが分かる見本品を提出してください。
- ・ 日本語版「原子力防災のしおり」（一般向け、小学生向け）の改定については、現行パンフレットの構成及びデザインの趣旨を踏まえた上で、本改定の趣旨への理解力を審査するため、屋内退避の運用に関する記載の追加（1 ページ）及び関係市町における避難方法（3 ページ）について、構成、レイアウト及び図表の表現等の観点から具体的な提案を行ってください。
- ・ 動画版「原子力防災のしおり」の作成については、現行パンフレットのフォーマットにとらわれず、本動画の趣旨を踏まえた自由な発想により提案することとし、その理解力を審査するため、動画の構成内容が分かる絵コンテやイメージ図等を提出してください。
- ・ その他の広報施策のうち、簡易版パンフレットについては、現行パンフレットのフォーマットにとらわれず、発災時に住民が携行・参照しやすいよう、「発災時にこれだけ見れば大丈夫」といった観点から要点を簡潔に整理した A 4 判 1 枚程度の見本品を作成し、提出してください。

- ・ 起用するデザイナー等の作品が、見本品に含まれない場合は、各々の過去の作品などを添付してください。
 - ・ デザインについては親しみやすさと品位を意識して作成してください。
- ※ 各動画には「鹿児島県のマーク」を必ず入れて下さい（冒頭等の一部分でも可）。他内容については自由です。

<参考となる情報>

○ 国関係

- ・ 原子力防災関係資料
(https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/shiryoku/shiryoku.html)
- ・ 川内地域の緊急時対応
(https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_sendai.html)
- ・ 原子力災害対策指針に基づく防護措置の考え方
(<https://www.nra.go.jp/activity/bousai/measure/bogosoti.html>)

○ 県関係

- ・ 県地域防災計画（原子力災害対策編）
(<https://www.pref.kagoshima.jp/aj02/chiikibousaieikakugentai.html>)
- ・ 原子力防災のしおり
(<https://www.pref.kagoshima.jp/aj02/bosai/sonae/shiori/gensiryokushiori.html>)
- ・ 鹿児島県原子力防災アプリ
(<https://www.pref.kagoshima.jp/aj02/genbousai-app.html>)
- ・ 原子力発電所に関する広報
(<https://www.pref.kagoshima.jp/aj02/gensiryokukouhou.html>)

(4) 業務実施体制

業務実施体制には次の役割を担う人員を必ず配置してください（職員名は明示のこと）。修正などにも迅速に対応できる人員を配置してください。

- ・ 総括責任者（1人） … 全体の企画・進行管理を行う方です。
原子力防災広報強化業務にあたり、県や関係先との業務の窓口及び制作から納品までの管理をお願いします。
- ・ 編集者（1人以上） … パンフレット改定及び動画全体の原稿を作成される方です。
外部ライターでも構いません。
急な修正・差し替え、短期間での原稿作成など、
県の指示に対して迅速に対応できることを条件とします。
実績に関係なく、企画に合ったライティングが出来る方を選出してください。
- ・ デザイナー（1人以上） … パンフレット改定及び動画のレイアウトを担当する方です。

※ 企画提案競技で提示する業務実施体制は、契約締結後も同じ体制で制作できることを条件とします。業務実施に支障がないようであれば、役割は兼務でも構いません。

なお、県の承諾なく職員等の変更はできません。

(5) 見積書

経費の内訳を記載した見積書を提出してください。

- ① 宛名は「鹿児島県知事 塩田康一」としてください（押印不要）。
- ② 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を見積書に記載してください。
- ③ 「著作権は県に帰属する」こととする（契約書上にも明記する。）ので、その前提

で見積もってください。

(6) 留意点

- ① 審査提出物の作成費用（企画提案競技参加費用）は参加者の負担です。
- ② 提出物は返却しません。
- ③ お渡しする資料以外は、独自で入手等をお願いします。
- ④ 原子力防災広報強化業務の著作権（この委託業務を通じて制作者が新たに制作したデータやイラスト、文章、写真、編集物全てを含む）は鹿児島県に帰属し、作成した動画・イラスト等は県のホームページや他の印刷物などに二次利用する場合があります。
- ⑤ 公正な審査を妨害するおそれのある行為を禁止します。

7 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

8 審査・採点

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について企画選定委員会で総合的に評価し、合計点が最も高かったものを最優秀企画提案とします。

なお、審査に際しては、下記の日程で実施する企画提案のプレゼンテーションの場を設けることとし、応募者は提案内容について説明を行うこととします。

最も得点の高かったものが複数ある場合は、各委員の評価点を点検し、委員合議のうえ最優秀企画提案を決定します。

- ① 日時
令和8年7月1日（水）予定（詳細は参加者に別途お知らせします）
- ② 場所
鹿児島県庁内会議室
- ③ 説明時間等
説明は15分以内とし、説明終了後10分程度の質疑応答の時間を設けます。

(2) 選考結果

選考結果は参加者全員に対し電子メールにより通知します。

【評価項目】

- ① 訴求内容との整合性
- ② 企画内容の創造性（その他の広報施策を含む）
- ③ 内容の妥当性
- ④ 広報展開案の妥当性
- ⑤ 統一性・調和
- ⑥ 実施主体の適格性
- ⑦ 広報・広告の実績
- ⑧ 経費の妥当性 他

9 この企画提案競技についての連絡先

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県危機管理防災局原子力安全対策課原子力防災調整班

T E L 099-286-2377

F A X 099-286-5925

10 企画提案競技全体の日程

- ・企画募集開始 5月15日(金)
- ・質問締切 5月22日(金)
- ※ 質問がある場合は、原子力防災調整班 (genchousei@pref.kagoshima.lg.jp)
へ送付ください。質問の回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、
県ホームページに掲載します。
- ・参加希望の有無の申出期限 6月5日(金)
- ・審査用書類(企画書等)提出期限 6月19日(金)
- ・審査会(プレゼンテーション) 7月1日(水)(予定)
- ・委託業者決定 7月2日(木)(予定)
- ・契約締結 7月上旬(予定)
- ※ 日程は変更することがあります。その際は改めてお知らせします。

11 業務の条件

(1) 実施体制

- ① 契約期間中、緊急の編集、打合せ等が必要なときに迅速な対応ができる業務実施体制をとってください。
- ② 原子力防災広報強化業務の総括責任者を置いてください。
- ③ 総括責任者は県との連絡窓口となり、作成業務の進行管理を行ってください。
- ④ 契約後、2週間以内に作業日程計画を提出すること。作業日程計画は、作成業務の進行に応じて、修正を行ってください。
なお、原稿案については、県と協議し、記載予定内容の許可を取ることを踏まえた作業日程としてください。
- ⑤ 総括責任者及びデザイン担当者は、原子力安全対策課と作成方針などについて協議してください。
その他のスタッフは必要に応じて協議することとします。

(2) 想定されるスケジュール(参考)

以下のスケジュールは、大まかな予定です。実際の作業では、進行状況により変更する場合があります。

また、状況に応じて、作成スケジュールの変更や、企画の差し替え、校正回数の増、色校正の段階での文字等の修正を要求することがあります。

各段階において、随時協議を行い、県の承認を得た上で、その後の作業へ入るものとします。

ア 作業日程計画書

受託者は、契約後2週間以内に納品までの具体的な作業日程を記した計画書を県へ提出してください。

イ 企画案の提出

受託者は、7月中旬までに、パンフレット改定、動画の構成、テーマや背景、ポイント及び簡易版パンフレットなどについて県へ説明を行い、内容について許可を取り、作成方針を確認してください。

なお、「その他本事業の目的達成に資する取組」についても、同時に企画案として整理し、提案内容の趣旨、実施方法及び期待される効果を含めて説明してください。

ウ 企画の決定・初稿提出

受託者は、7月末までに、作成方針に従って、素材を収集し、パンフレット、動画及び簡易版パンフレットの原稿を作成してください。

用字用語は、原則として「記者ハンドブック新聞用語集(第14版)共同通信社編」に

基づくものとします。

原稿を作成するに当たって生じる費用(旅費等：受託業者分)は受託者の負担とします。また、第三者の許可・承認等が必要な場合は、原則として、その手続は受託者が行い、掛かる費用についても受託者が負担するものとします。

なお、「その他本事業の目的達成に資する取組」については、本段階において具体的な実施内容を確定してください。

エ 成果物等の校正

パンフレット改定、動画及び簡易版パンフレットの校正は、色校正も含め3回以上実施し、原則として毎回完全原稿データをメールで提出してください。

なお、「その他本事業の目的達成に資する取組」に係る内容についても、同様に校正を行い、県の確認を受けてください。

オ 成果物等の校了

パンフレット改定、動画及び簡易版パンフレットについて、10月末を目途に校了します。受託者は、県の了承を得てから、納品に向けた作業を行ってください。

なお、「その他本事業の目的達成に資する取組」については、校了時点で実施可能な状態としてください。

カ 周知用動画を活用した情報発信等の実施

2月末を目途に実施します。受託者は、県の了承を得てから、情報発信に向けた作業を行ってください。

なお、「その他本事業の目的達成に資する取組」に係る取組についても、本工程において実施してください。

(3) 著作権及び二次利用

著作権その他の権利は県に帰属するものとし、受託者が受託業務を通じて撮影したデータ及び受託者が新たに制作したデータやイラスト等については、県に無償譲渡してください。

また、県はこれらの成果物を他の広報媒体等において二次利用できるものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとします。

(4) その他

本企画提案競技は、国からの交付決定通知後、速やかに事業を開始できるようにするための準備行為として実施するものです。

このため、交付決定がなされない場合には、契約手続を行わないことがありますので、あらかじめご了承ください。

12 納入場所一覧

部数の内訳は前回改定時の実績等を基に試算したものであり、納入場所及び納入部数については、今後、関係市町等への確認を踏まえ、最終的に決定するものとします。

(1) 日本語版（一般向け）

No.	納入場所	郵便番号	所在地	部数
1	薩摩川内市防災安全課	895-8650	薩摩川内市神田町 3-22	35, 120
2	薩摩川内市樋脇支所地域振興課	895-1202	薩摩川内市樋脇町塔之原 1173	2, 030
3	薩摩川内市東郷支所地域振興課	895-1106	薩摩川内市東郷町斧淵 362	1, 890
4	薩摩川内市里市民サービスセンター	896-1101	薩摩川内市里町里 1922	550
5	薩摩川内市甌島振興局地域振興課	896-1201	薩摩川内市上甌町中甌 481-1	650
6	薩摩川内市下甌支所地域振興課	896-1601	薩摩川内市下甌町手打 819	1, 060
7	薩摩川内市鹿島市民サービスセンター	896-1301	薩摩川内市鹿島町蘭牟田 1457-10	280
8	薩摩川内市入来支所地域振興課	895-1402	薩摩川内市入来町浦之名 33	1, 620
9	薩摩川内市祁答院支所地域振興課	895-1501	薩摩川内市祁答院町下手 67	1, 250
10	いちき串木野市まちづくり防災課	896-8601	いちき串木野市昭通通 133-1	11, 910
11	阿久根市総務課	899-1696	阿久根市鶴見町 200	9, 280
12	鹿児島市危機管理課	892-8677	鹿児島市山下町 11-1	420
13	鹿児島市郡山支所総務市民課	891-1192	鹿児島市郡山支所 141	510
14	出水市安全安心推進課	899-0292	出水市緑町 1-3	10, 150
15	日置市総務課	899-2592	日置市伊集院町郡 1-100	6, 000
16	日置市東市来支所地域振興課	899-2292	日置市東市来町長里 87-1	4, 430
17	日置市日吉支所地域振興課	899-3192	日置市日吉町日置 377-1	650
18	始良市危機管理課	899-5294	始良市加治木町本町 253	550
19	さつま町総務課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565-2	7, 850
20	長島町総務課	899-1498	出水郡長島町鷹巣 1875-1	460
21	枕崎市総務課	898-8501	枕崎市千代田町 27	830
22	指宿市危機管理課	891-0497	指宿市十町 2424	1, 480
23	垂水市総務課	891-2192	垂水市上町 114	460
24	曾於市総務課	899-8692	曾於市末吉町二之方 1980	1, 290
25	霧島市安心安全課	899-4394	霧島市国分中央 3-45-1	4, 520
26	南さつま市総務課	897-8501	南さつま市加世田川畑 2648	2, 220
27	南九州市防災安全課	897-0392	南九州市知覧町郡 6204	1, 290
28	伊佐市総務課	895-2511	伊佐市大口里 1888	1, 380
29	湧水町総務課	899-6292	始良郡湧水町木場 222	550
30	鹿屋市安心安全課	893-8501	鹿屋市共栄町 20-1	280
31	西之表市総務課	891-3193	西之表市西之表 7612	60
32	志布志市総務課	899-7492	志布志市有明町野井倉 1756	70
33	奄美市総務課	894-8555	奄美市名瀬幸町 25-8	70
34	三島村総務課	892-0821	鹿児島市名山町 12-18	60
35	十島村総務課	892-0822	鹿児島市泉町 14-15	60
36	大崎町総務課	899-7305	曾於郡大崎町假宿 1029	60
37	東串良町総務課	893-1693	肝属郡東串良町川西 1543	60
38	錦江町総務課	893-2392	肝属郡錦江町城元 963	60
39	南大隅町総務課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北 226	60
40	肝付町総務課	893-1207	肝属郡肝付町新富 98	60
41	中種子町総務課	891-3692	熊毛郡中種子町野間 5186	60

No.	納入場所	郵便番号	所在地	部数
42	南種子町総務課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上 2793-1	60
43	屋久島町総務課	891-4207	熊毛郡屋久島町小瀬田 469-45	60
44	大和村総務企画課	894-3192	大島郡大和村大和浜 100	60
45	宇検村総務企画課	894-3392	大島郡宇検村湯湾 915	60
46	瀬戸内町総務課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23	60
47	龍郷町総務課	894-0192	大島郡龍郷町浦 110	60
48	喜界町総務課	891-6292	大島郡喜界町大字湾 1746	60
49	徳之島町総務課	891-7192	大島郡徳之島町亀津 7203	60
50	天城町総務課	891-7692	大島郡天城町平土野 2691-1	60
51	伊仙町総務課	891-8293	大島郡伊仙町大字伊仙 1842	60
52	和泊町総務課	891-9192	大島郡和泊町和泊 10	60
53	知名町総務課	891-9295	大島郡知名町知名 307	60
54	与論町総務企画課	891-9301	大島郡与論町茶花 1418-1	60
55	川内原子力規制事務所	895-0052	薩摩川内市神田町 1-3	50
56	第十管区海上保安本部	890-8510	鹿児島市東郡元町 4-1	50
57	陸上自衛隊川内駐屯地	895-0053	薩摩川内市冷水町 539-2	50
58	薩摩川内市消防局	895-0074	薩摩川内市中郷町 5031-1	90
59	いちき串木野市消防本部	896-0026	いちき串木野市昭通通 133-1	90
60	阿久根地区消防組合	899-1626	阿久根市鶴見町 200	90
61	鹿児島市消防局	892-0816	鹿児島市山下町 15-1	90
62	出水市消防本部	899-0201	出水市緑町 50-2	90
63	日置市消防本部	899-2502	日置市伊集院町徳重 128	90
64	始良市消防本部	899-5241	始良市加治木町木田 2040	90
65	さつま町消防本部	895-1816	薩摩郡さつま町時吉 366	90
66	鹿児島地域振興局総務企画課	892-8520	鹿児島市小川町 3-56	280
67	南薩地域振興局総務企画課	897-0031	南さつま市加世田東本町 8-13	180
68	北薩地域振興局総務企画課	895-8501	薩摩川内市神田町 1-22	280
69	始良・伊佐地域振興局総務企画課	899-5212	始良市加治木町諏訪町 12	280
70	大隅地域振興局総務企画課	893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	180
71	熊毛支庁総務企画課	891-3192	西之表市西之表 7590	50
72	熊毛支庁屋久島事務所総務企画課	891-4311	熊毛郡屋久島町安房 650	20
73	大島支庁総務企画課	894-8501	奄美市名瀬永田町 17-3	50
74	大島支庁瀬戸内事務所総務課	894-1506	大島郡瀬戸内町古仁屋船津 36	20
75	大島支庁喜界事務所総務係	891-6201	大島郡喜界町赤連 2901-14	20
76	大島支庁徳之島事務所総務課	891-7101	大島郡徳之島町亀津 7216	20
77	大島支庁沖永良部事務所総務福祉課	891-9111	大島郡和泊町手々知名 134-1	20
78	伊集院保健所健康企画課	899-2501	日置市伊集院町下谷口 1960-1	90
79	加世田保健所健康企画課	897-0001	南さつま市加世田村原二丁目 1-1	50
80	指宿保健所	891-0403	指宿市十二町 301	50
81	川薩保健所健康企画課	895-0041	薩摩川内市隈之城町 228-1	90
82	出水保健所	899-0202	出水市昭和町 18-18	90
83	始良保健所健康企画課	899-5112	霧島市隼人町松永 3320-16	90
84	大口保健所	895-2511	伊佐市大口里 53-1	50
85	鹿屋保健所健康企画課	893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	50
86	志布志保健所	899-7103	志布志市志布志町志布志二丁目 1-11	50

No.	納入場所	郵便番号	所在地	部数
87	西之表保健所健康企画課	891-3192	西之表市西之表 7590	20
88	屋久島保健所	891-4311	熊毛郡屋久島町安房 650	20
89	名瀬保健所健康企画課	894-8501	奄美市名瀬永田町 17-3	20
90	徳之島保健所	891-7101	大島郡徳之島町亀津 4943-2	20
91	環境放射線監視センター	895-0041	薩摩川内市隈之城町 217-8	90
92	消防学校総務課	899-2202	日置市東市来町長里 1020-1	90
93	防災航空センター	898-0080	枕崎市あけぼの町 264	20
94	警察本部警備課	890-8566	鹿児島市鴨池新町 10-1	50
95	警察本部交通規制課	890-8566	鹿児島市鴨池新町 10-1	50
96	原子力安全対策課	890-8566	鹿児島市鴨池新町 10-1	4,320

合計 120,000

(2) 日本語版（小学生向け）

	市町村名	学校名	所在地	部数
1	薩摩川内市	薩摩川内市立亀山小学校	895-0006 薩摩川内市宮内町 1 6 8 0	520
2		薩摩川内市立可愛小学校	895-0061 // 御陵下町 4 - 3 0	600
3		薩摩川内市立川内小学校	895-0025 // 向田町 1 4 2 5	250
4		薩摩川内市立隈之城小学校	895-0041 // 隈之城町 1 3 9 2 - 1	660
5		薩摩川内市立平佐西小学校	895-0012 // 平佐町 2 1 9 3	800
6		薩摩川内市立平佐東小学校	895-0003 // 中村町 7 4 0 1	30
7		薩摩川内市立水引小学校	899-1921 // 水引町 5 3 4 9 - 1	120
8		薩摩川内市立永利小学校	895-0007 // 百次町 9 5 9	480
9		薩摩川内市立峰山小学校	895-0131 // 高江町 5 2 6 - 1	40
10		薩摩川内市立八幡小学校	895-0071 // 田海町 3 6 8 3 - 1	50
11		薩摩川内市立育英小学校	895-0072 // 中郷 3 - 1 4 7	350
12		薩摩川内市立高来小学校	895-0211 // 高城町 1 3 2 6	130
13		薩摩川内市立城上小学校	895-0213 // 城上町 4 5 2 5 - 1	50
14		薩摩川内市立樋脇小学校	895-1202 // 樋脇町塔之原 3 6 2 4	140
15		薩摩川内市立市比野小学校	895-1203 // 樋脇町市比野 2 8 0 5	160
16		薩摩川内市立入来小学校	895-1402 // 入来町浦之名 6 0	140
17		薩摩川内市立副田小学校	895-1401 // 入来町副田 2 0 3 0	80
18		薩摩川内市立東郷小学校	895-1106 // 東郷町斧淵 4 7 6 8	290
19		薩摩川内市立大裏小学校	895-1501 // 祁答院町下手 9 7 4	70
20		薩摩川内市立上手小学校	895-1503 // 祁答院町上手 5 7 8	40
21		薩摩川内市立蘭牟田小学校	895-1502 // 祁答院町蘭牟田 1 0 8	40
22		薩摩川内市立里小学校	896-1101 // 里町里 1 6 0 1	60
23	いちき串木野市	いちき串木野市立串木野小学校	896-0054 いちき串木野市日出町 536	550
24		いちき串木野市立照島小学校	896-0067 // 照島 5453-3	200
25		いちき串木野市立羽島小学校	896-0064 // 羽島 5359	50
26		いちき串木野市立旭小学校	896-0075 // 金山 14067	30
27		いちき串木野市立生福小学校	896-0078 // 生福 8605	90
28		いちき串木野市立荒川小学校	896-0065 // 荒川 2347-1	50
29		いちき串木野市立冠岳小学校	896-0051 // 冠嶽 12844-1	20
30		いちき串木野市立市来小学校	899-2103 // 大里 3731	310
31		いちき串木野市立川上小学校	899-2102 // 川上 1200	20
32		鹿児島県立串木野養護学校	896-8686 // 八房 1041	280

	市町村名	学校名	所在地	部数
33		学校法人神村学園初等部	896-8686 // 別府 4460	140
34	阿久根市	阿久根市立阿久根小学校	899-1616 阿久根市栄町9 4	440
35		阿久根市立大川小学校	899-1741 // 大川 8 0 6 1	30
36		阿久根市立西目小学校	899-1627 // 西目 1 2 4 5	70
37		阿久根市立山下小学校	899-1604 // 山下 8 3 4	50
38		阿久根市立鶴川内小学校	899-1603 // 鶴川内 3 3 8 0	30
39		阿久根市立田代小学校	899-1603 // 鶴川内 7 2 5 7	20
40		阿久根市立折多小学校	899-1601 // 折口 1 7 6 0	80
41		阿久根市立尾崎小学校	899-1604 // 山下 5 9 1 6	10
42		阿久根市立脇本小学校	899-1131 // 脇本 8 0 6 0	170
43		出水市	出水市立西出水小学校	899-0213 出水市西出水町 1 0 4 5
44	出水市立高尾野小学校		899-0402 // 高尾野町柴引 1 5 5 9	460
45	出水市立下水流小学校		899-0405 // 高尾野町下水流 3 1 6 4 - 7	210
46	出水市立江内小学校		899-0407 // 高尾野町江内 7 6 3 1	70
47	出水市立野田小学校		899-0501 // 野田町上名 3 7 5	200
48	出水市立鶴荘学園		899-0435 // 荘 1 7 4 8	70
49	日置市	日置市立鶴丸小学校	899-2202 日置市東市来町長里 165-2	160
50		日置市立伊作田小学校	899-2203 // 東市来町伊作田 2056-1	70
51		日置市立湯田立小学校	899-2201 // 東市来町湯田 4042-3	220
52		日置市立上市来小学校	899-2311 // 東市来町養母 11421	50
53		日置市立美山小学校	899-2431 // 東市来町美山 89-2	50
54		日置市立伊集院北小学校	899-2511 // 伊集院町下神殿 1995-1	120
55		日置市立妙円寺小学校	899-2503 // 伊集院町妙円寺 1-112	460
56	さつま町	さつま町立山崎小学校	895-1721 薩摩郡さつま町山崎 1 2 9 - 1	70
57		さつま町立盈進小学校	895-1803 // 宮之城屋地 1 5 4 6 - 3	520
58		さつま町立流水小学校	895-1817 // 湯田 1 1 2 8	40
59		さつま町立柏原小学校	895-2104 // 柏原 1 5 8 8	90

合計 11,200